

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名            |
|-------|-----------------|
| 22    | 健康増進事業の実施に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

札幌市長

## 公表日

2026年3月30日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 健康増進事業の実施に関する事務   |
| ②事務の概要                   | <p>札幌市では健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業として「札幌市がん検診」及び「札幌市歯周疾患検診」を医療機関に委託し、実施している。</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表の111項により個人番号を利用することができるのは、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>○「札幌市がん検診」及び「札幌市歯周疾患検診」に関し以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・受診者管理等を行う業務</li><li>・実施医療機関への委託料の支払いを行う業務</li><li>・個別受診勧奨等、受診率向上に向けた施策を行う業務</li><li>・統計業務</li></ul> |
| ③システムの名称                 | 札幌市検診情報システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 札幌市検診情報ファイル              |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表の111の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施しない ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | -   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課  |
| ②所属長の役職名                 | 地域保健担当課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| -                        |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |

|   |  |
|---|--|
| 請求先   | 〒060-8611<br>札幌市中央区北1条西2丁目<br>札幌市総務局行政部行政情報課                         |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                                  |  |
| 連絡先   | 〒060-0002<br>札幌市中央区北2条西1丁目 ORE札幌ビル1-7 7階<br>札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span> |  |
| 適用した理由  |  |

## II しきい値判断項目

|  |  |
|--|--|
| 1. 対象人数                                |  |
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 30万人以上 ]   |
|  | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 2020年4月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]   |
|  | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 2020年4月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]   |
|  | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

|                          |
|--------------------------|
| しきい値判断結果                 |
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類   |                     |  |
|---|---------------------|--|
|   | [ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ] | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  |                     |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 特に力を入れている ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |                     |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 特に力を入れている ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か   | [ 特に力を入れている ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>                              |                     |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ 特に力を入れている ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span> |                     |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>        |                     |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去   |                     |  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                             |  |
|---|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                 | <p>[ 特に力を入れている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない             |  |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                       | <p>[ 特に力を入れている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| 判断の根拠                                       | がん検診の受診者情報の確認・整理のため、住基と連携するが、実際の業務の中では、マイナンバーによる住民検索は行わず、氏名・住所・生年月日をもとに住民検索を行っている。そのため、従事者がマイナンバーを直接目にするのではなく、マイナンバーを用いた名簿等も作成していない。   |
| 9. 監査                                       |  |
| 実施の有無                                       | [ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査  |
| 10. 従業者に対する教育・啓発                            |  |
| 従業者に対する教育・啓発                                | <p>[ 特に力を入れて行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>   |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                            | <p>[ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p> |
| 当該対策は十分か【再掲】                                | <p>[ 特に力を入れている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| 判断の根拠                                       | 委託先が、「特定個人情報等取扱安全管理基準」を満たしていることを確認している。また、いつ、誰が業務にあたっていたのか、作業日報を提出させ、業務状況を確認している。特定個人情報の取扱者・状況に変更がないか、特定個人情報等取扱状況報告書により毎月確認している。   |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目             | 変更前の記載                                 | 変更後の記載                                      | 提出時期 | 提出時期に係る説明                   |
|------------|----------------|--|---|------|-----------------------------|
| 2019年3月7日  | I-5②所属長の役職名    | 健康推進担当課長 石川 奈津江                        | 健康推進担当課長                                    | 事後   | 様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更     |
| 2019年3月7日  | IV リスク対策       | (なし)                                   | 項目追加  | 事後   | 様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更     |
|            | I-1②事務の概要      | 札幌市がん検診、妊婦一般健康診査の子宮頸がん検診、歯周疾患検診及び肝炎ウイル | 札幌市では健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業として「札幌市がん | 事後   | 記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、   |
|            | I-2特定個人情報ファイル名 | 健康増進事業検診情報ファイル                         | 札幌市検診情報ファイル                                 | 事後   | システム構築の際に名称が確定したための変更であるため、 |
|            | I-5②所属長の役職名    | 健康推進担当課長                               | 成人保健・歯科保健担当課長                               | 事後   | 機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更       |
| 2026年3月23日 | I-5①部署名        | 札幌市保健福祉局保健所健康企画課                       | 札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課                    | 事後   | 機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更       |
|            | I-5②所属長の役職名    | 成人保健・歯科保健担当課長                          | 地域保健担当課長                                    | 事後   | 機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更       |
|            | I-8連絡先         | 〒060-0042<br>札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階   | 〒060-0002<br>札幌市中央区北2条西1丁目 ORE札幌ビル          | 事後   | 機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更       |
|            | IV リスク対策8      | (なし)                                   | 項目追加  | 事後   | 様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更     |
|            | IV リスク対策11     | (なし)                                   | 項目追加  | 事後   | 様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更     |